

# 応急対策計画

## ■目次

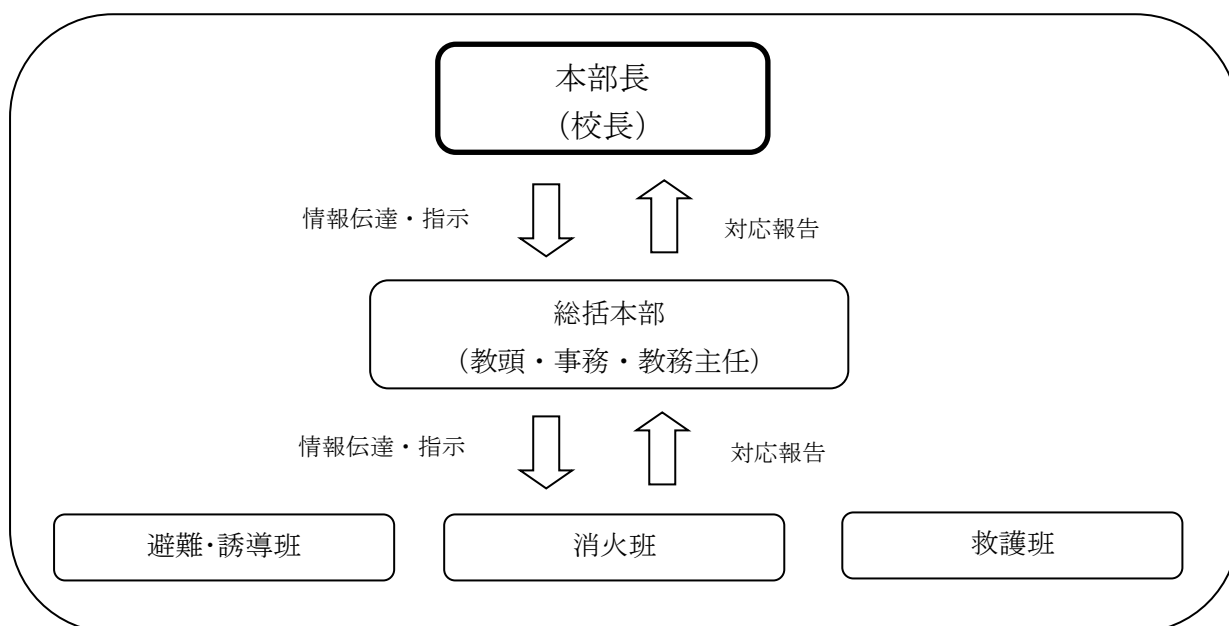
- 1 防災組織・情報伝達
- 2 参集体制
  - (1) 風水害の場合
  - (2) 地震・津波の場合
  - (3) 弾道ミサイル発射の場合
- 3 情報収集及び情報伝達（報告）
  - (1) 情報の収集手段
  - (2) 情報の伝達（報告）
- 4 休校等の決定
  - (1) 休校・自宅待機等の決定
  - (2) 下校時間繰り上げの決定
- 5 連絡体制
  - (1) 教職員の連絡体制
  - (2) 児童・保護者への連絡体制
- 6 避難指示及び避難誘導
  - (1) 避難指示の基準
  - (2) 避難場所
  - (3) 実験・実習中の対策
  - (4) 負傷者等の救護
  - (5) 障害のある児童等への対応
  - (6) 登下校時に地震が発生した場合の対応
- 7 保護者への引渡し確認
  - (1) 下校方法
  - (2) 保護者への引渡し
  - (3) 帰宅困難児童への対応
- 8 防災教育・防災訓練の実施
  - (1) 防災教育
  - (2) 防災（避難）訓練
- 9 学校施設整備及び通学路の安全確認
  - (1) 学校施設の整備
  - (2) 通学路の危険箇所
- 10 避難所の運営
  - (1) 美祢市との連絡体制
  - (2) 避難所開設に係る初動対応
  - (3) 避難所開設時の学校の体制

1 防災組織・情報伝達

【地震・風水害の場合】

職名	組織の役割	主な役割分担
校長	本部長	◆全体の統括 ○全体の指揮・命令
教頭・事務	総括（本部）	◆総括 ○児童・教職員の安否確認 ○保護者への対応（安否・被害情報、登下校連絡） ○地域行政連絡協議会との調整 ○県教委・報道への連絡・対応
各ブロック長	下学年・上学年から各1	◆校内の対応 ○各班の統括、指示、報告 ○対応の記録、報告書の作成
◆避難・誘導班	下学年・上学年から各1	○児童の安全確保、安否確認、避難誘導 ○総括本部へ報告
◆消火班	下学年・上学年から各1 (男性教員)	○初期消火活動（火災が発生した場合） ○校内の被害状況確認 ○2次避難場所及び避難路の確保 ○必要に応じて校内の警備
(搬出班)	校長・事務	○非常持ち出し物品の搬出と管理
◆救護班 児童管理	養護教諭 (女性教員)	○負傷者の応急処置 ○医療機関への搬送（119番通報） ○負傷者の状況を総括本部へ報告

【組織伝達フロー】



## 2 参集体制

校長は、風水害及び地震等の災害発生時における教職員の参集について、場合ごとに参集する教職員をあらかじめ指定し、必要に応じて参集させるものとする。（※但し、教職員自身が被災している場合や、出勤経路が寸断されている場合を除く）

また、平時より、県が配布する「職員防災ポケットブック」を活用した、有事の際の初動体制等の意識付けを徹底する。

### (1) 風水害の場合

学校において被害が想定される場合、又は、市教委等外部から被害について連絡があった場合で、校長が必要と認めるとき。

災害情報	参集職員	主な業務	連絡方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆〇〇に△△警報が発令した場合</li> <li>◆台風の接近が予測される場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆指定職員                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・校長</li> <li>・教頭</li> <li>・事務</li> <li>・教務主任</li> <li>・生徒指導主任</li> </ul> </li> </ul> <p>※校長が指定する参集要員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆被害予防対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・休校等の措置確認</li> <li>・敷地内の危険箇所及び飛散物の確認</li> <li>・施設設備の点検</li> <li>・被害状況の確認</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆平日                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の参集職員へ校内連絡</li> </ul> </li> <li>◆夜間・休日                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急連絡網による</li> </ul> </li> </ul>

### (2) 地震・津波の場合

災害情報	参集職員	主な業務	連絡方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆気象庁より震度5弱以上が発表された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆平日                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・出勤職員</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆被害予防対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・休校等の措置</li> <li>・敷地内の危険箇所及び飛散物の確認</li> <li>・施設設備の点検</li> <li>・被害状況の確認</li> <li>・津波情報の確認・対応</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆平日                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の参集職員へ校内連絡</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆休日・夜間指定職員                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・校長</li> <li>・教頭</li> <li>・事務</li> <li>・緊急初動対策班員</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆夜間・休日                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急連絡網による</li> </ul> </li> </ul>

平日・休日の出張や不在等に配慮する

震度6弱以上の場合は次項につづく

災害情報	参集職員	主な業務	連絡方法
◆気象庁より震度 6 弱以上が発表された場合	◆平日・休日 夜間  ・全職員参集	◆被害予防対策 ・休校等の措置 ・敷地内の危険箇所及び飛散物の確認 ・施設設備の点検 ・被害状況の確認 ・津波情報の確認・対応	◆平日・休日・夜間 ・緊急連絡網による

災害情報、気象情報に合わせて調整する

(3) 弾道ミサイル発射

災害情報	参集職員	主な業務	連絡方法
政府より Jアラートにより情報伝達があった場合	◆平日 ・出勤職員	◆被害予防対策 ・休校等の措置確認 ・敷地内の危険箇所及び飛散物の確認 ・施設設備の点検 ・被害状況の確認	◆平日 ・左記の参集職員へ校内連絡  ◆夜間・休日 ・緊急連絡網による
	◆休日・夜間 指定職員 ・校長 ・教頭 ・事務 ・緊急初動対策班員		

### 3 情報収集及び情報伝達（報告）

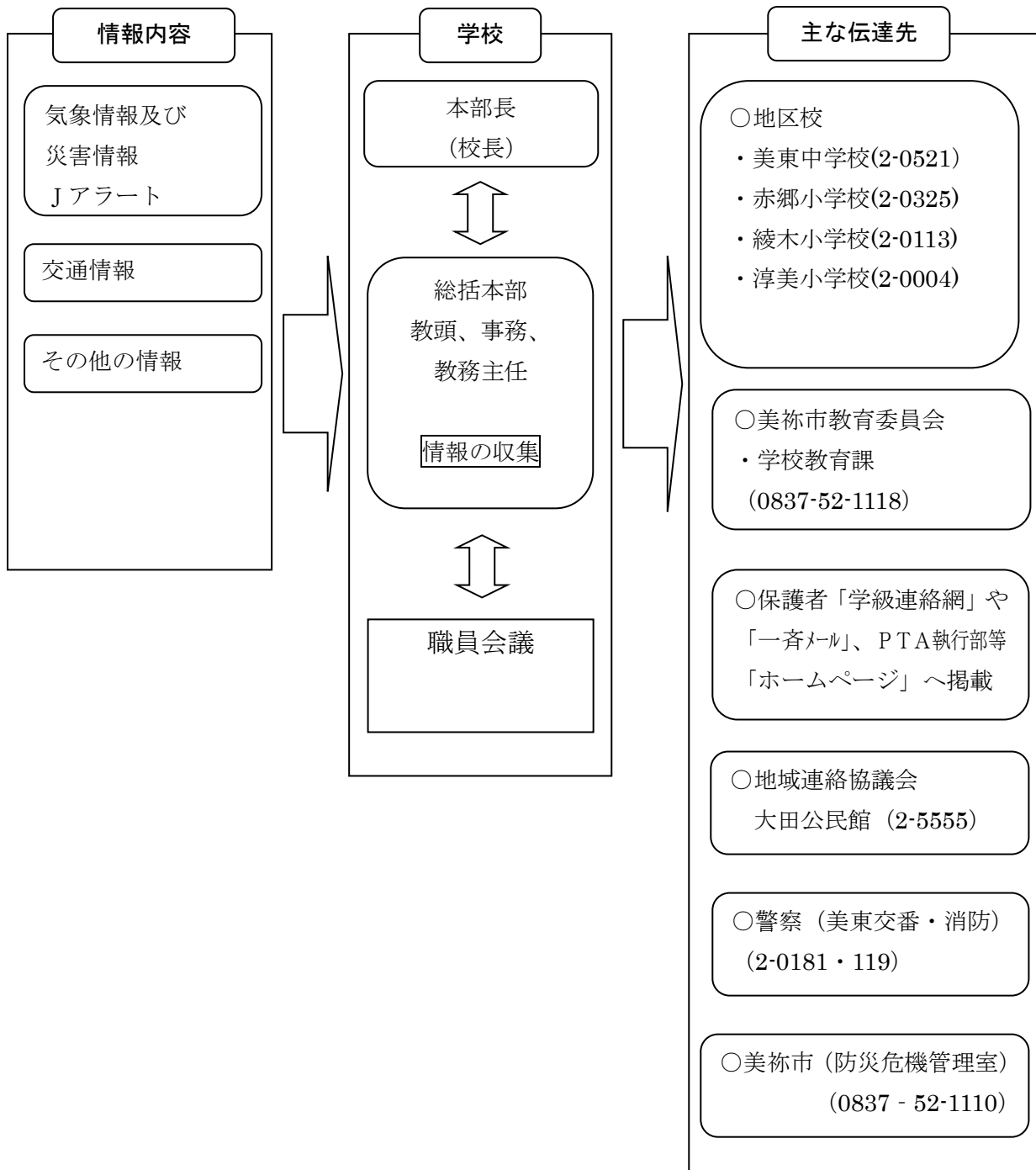
気象情報により災害が発生すると思われる場合及び災害発生時には、下記的手段で情報を収集するとともに、収集した情報は適宜校内の児童・教職員へ周知する。

なお、情報（状況）によっては保護者等へも周知する。

#### （1）情報の収集手段

情報手段	情報機関	情報内容
インターネット	◆下関地方気象台	○気象台ホームページ 気象情報（台風情報）、注意報・警報、土砂災害警戒情報、地震・津波情報
	◆山口県	○山口県緊急災害情報 雨量情報、水位情報、ダム情報、潮位情報、洪水予報、土砂災害 ○山口県土木防災情報システム ○山口県道路情報 道路情報
	◆美祢市	○美祢市防災情報メール
携帯電話（メール）	◆山口県	○山口県防災情報メール 気象注意報・警報、土砂災害警戒情報、津波情報、山口県が計測する雨量・水位情報 光化学オキシダント発令情報メールサービス
	◆美祢市	○美祢市防災情報メール
その他	◆防災ラジオ	○ラジオ放送
	◆美祢駅	○美祢線、山陽・山陰本線等の運転状況
	◆路線バス	○美祢市内路線バス等の運転状況 JR・山電・船鉄等

(2) 情報の伝達 (報告)



#### 4 休校・自宅待機（登校時間の繰り下げ・下校時間の繰り上げ）の決定

校長は、気象情報及び災害等の状況により、休校・自宅待機及び下校時間の繰り上げ等の措置を決定する。

また、措置をとった場合は、速やかに市教委へ報告する。

##### (1) 休校・自宅待機等の決定

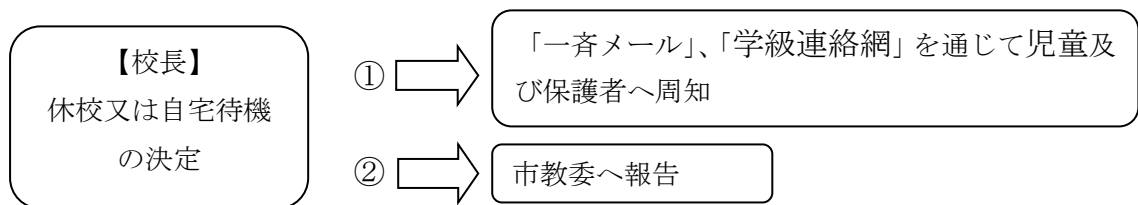
###### ●休校又は自宅待機とする場合

気象情報や、地震等により休校又は自宅待機を決定した場合は、「一斉メール」、「学級連絡網」を通じて児童及び保護者へ周知するとともに、市教委・スクールバス運行業者へ報告する。

自宅待機とした場合で登校時間の繰り下げを決定した場合は、「一斉メール」、「学級連絡網」等により児童及び保護者に周知する。

※「ホームページ」への掲載時刻・・・午前〇時、〇時、〇時

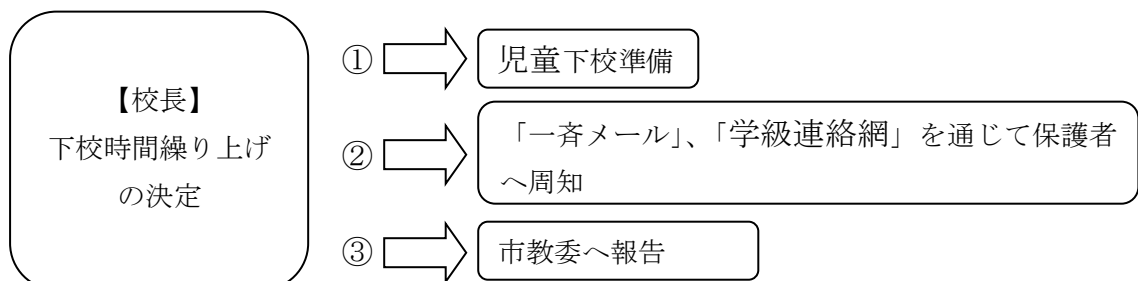
※台風が接近している場合などは、事前に児童に情報の確認などを周知する。



注意) 「一斉メール」を利用できない児童については、個別に電話連絡する。

##### (2) 下校時間繰り上げの決定

気象情報や地震により下校時間を繰り上げる場合は、「一斉メール」「学級連絡網」を通じて保護者へ周知するとともに、市教委・スクールバス運行業者へ報告する。



## 5 連絡体制

### (1) 教職員への連絡体制

非常時の連絡は下記のとおり（教職員連絡網）とし、異動や連絡先の変更が生じた場合は、適宜修正し、職員へ周知する。

各連絡体制については、別紙各自所持

### (2) 児童・保護者への連絡体制

非常時の連絡体制は下記のとおりとし、担当教員や連絡順に変更があった場合は、適宜修正し、保護者等へ周知する。

※学校から保護者への連絡体制（連絡順・学級連絡網）を作成する。

※大田小学校 緊急一斉メール（加入していない家庭には電話連絡する）。



## 6 避難指示及び避難誘導（登下校時の避難指示）

校長（またはそれに代わる者）は、地震発生や気象庁の発表する気象情報及び弾道ミサイル発射（Jアラート）から、校内の児童及び教職員等の避難が必要と認めるときは、速やかに校内放送にて避難指示を出すとともに、避難事由及び安全な避難誘導方法等を指示する。

教職員は、校内放送で避難指示があった場合は、児童及び来校者の安全を最優先し、下表に掲げる1次避難場所へ避難させ、地震の発生による土砂くずれ、基盤崩壊等が予想される場合は2次避難場所へ安全に避難させる。

※弾道ミサイルについては別紙参照

なお、決められた避難場所・経路が2次災害の恐れがある場合は、その時の状況に応じて最も安全と思われる避難場所・経路とする。（本館屋上への経路確保）

### （1）避難指示の基準

- a 気象庁からの発表により、震度4以上の地震が起こったとき、または地震による津波到来の危険があるとき。
- b 河川の氾濫により、避難が必要なとき。
- c その他、校長が必要と認めるとき（強い揺れを感じたとき 等）

### （2）避難場所

平日の場合 (授業中)	避難指示時の場所	1次避難場所	2次避難場所 (浸水・基盤崩壊)
	校舎（教室）	運動場（雨天：体育館）	校舎（2F） 美東中学校 美東センター
	体育館	運動場（雨天：体育館）	校舎（2F） 美東中学校 美東センター
	プール	運動場（雨天：体育館）	校舎（2F） 美東中学校 美東センター

平日の場合 (休み時間・放課後)	※休み時間及び放課後に避難指示を出す場合は、「体育館」へ落ち着いて避難するよう放送する。
休日の場合	※休日に避難指示を出す場合は、「体育館」へ落ち着いて避難するよう放送する。

## (3) 実験・実習中の対策

火や薬品を使用する実験を行っている際に災害が発生した場合は、火元及び薬品の確認を行い、2次災害が発生することのないように留意する。

また、実験を行う際に事前に災害発生における対応について児童へ周知する。

## (4) 負傷者等の救護

負傷した児童及び教職員がいる場合は応急手当を行うとともに、必要に応じて医療機関への搬送を行う。

## (5) 障害のある児童等への対応

障害や負傷により、自力で避難できない児童がいる場合は、予めその状況を把握し、避難誘導時に支障のないようにすること。(車いす・ストレッチャー)

## (6) 登下校時に地震が発生した場合の対応 ※弾道ミサイル発射は別紙

校長は、児童の登下校時間に地震(おおむね震度5弱以上)が発生した場合は、次のとおり対応するとともに、被害等がある場合は市教委へ報告する。

## a 登校時

登校してくる児童及び教職員について運動場へ招集し、被害の有無健康状態の確認及び下校対応の確認を行う。

また、登校しない児童については個別に連絡し、被害の有無を確認する。

## b 下校時

児童の緊急連絡網により在宅確認を行い、安否確認及び被害状況の有無を確認する。

また、「一斉メール」、「学級連絡網」により、被害のある場合は連絡するよう周知する。

注意) 「一斉メール」、「学級連絡網」を利用できない児童には、個別に連絡する

## 7 保護者への引き渡し確認

校長は、気象情報及び地震等による被害の状況に応じて、引渡し下校とするか否かを決定し、児童が安全に下校できる方策を講ずる。

### (1) 下校方法

災害発生時の下校方法の留意点については、事前にその対応を明確にするとともに、保護者に対してもその内容を周知徹底する。

### (2) 保護者への引き渡し

児童を保護者（またはそれに代わる者）に引き渡す際は、直接の引き渡しとし、引き渡したときは、引き渡し確認証（下記様式）に記録する。

## ※別紙「大規模災害等発生時における児童の引き渡しマニュアル」参照

### (3) 帰宅困難児童への対応

災害等により一時的に帰宅が困難な児童は、学校施設の安全な場所で待機させ、その状況を保護者に周知する。

帰宅可能となったと判断されたときは、保護者に連絡の上、上記（2）の手続きにより保護者に引き渡しを行う。

## 8 防災教育・防災訓練の実施

### (1) 防災教育

校長は、学校教育全体を通じて、児童が自然災害のメカニズム、地域の自然環境や学校の構造（危険箇所）、過去の災害状況などから、防災体制の仕組みを理解し、災害時における危機を的確に認識し、被害を最小限に抑えられる行動ができるよう、防災教育を実施する。

なお、防災教育の実施においては次の点に留意する。

- a 「学習指導要領」に基づいた、各教科・道徳・特別活動等、教育活動全体における体系的な学習
- b 「防災教育ハンドブック」等を参考に、発達段階に応じた学習
- c 応急手当習得のための学習

### (2) 防災（避難）訓練

災害時に児童及び教職員、来校者等が安全かつ迅速に避難することができるよう、平時より避難訓練等（毎学期1回以上）を実施するとともに、教職員に対しても避難誘導及び情報伝達が速やかに行えるよう研修を実施する。

また、訓練等の結果を踏まえ、本応急対策計画の見直し、改善を行う。

訓練項目	訓練内容	備考
避難訓練	毎学期1回（6・11・1月） ・災害想定（地震・洪水・火災） ・避難行動経路確認（地震・洪水） ・通報訓練（地震・火災）	・校外で発災した場合の対処方法なども併せて指導する。
意識向上	地震・洪水に関する図書の配布	

#### 緊急地震速報を活用した避難訓練

学校生活以外の場面で、緊急地震速報により地震の到来が予告された場合に適切な対応ができるよう、学校で行う防災訓練においても「緊急地震速報」を積極的に取り入れて訓練を行う。

◆気象庁「緊急地震速報の利活用の手引き（施設管理者用）」を参照

平常時における児童・生徒への防災教育及び防災訓練等について、その実施方法や年間の実施計画等を別紙に記載する。

## 9 学校施設整備及び通学路の安全確認

校長は、学校を利用する全ての人の視点に立ち、点検項目を予め設定して、施設の安全点検を定期的に行い、危険箇所の早期発見とその改善に努める。

また、学校周辺の通学路における危険箇所について予め把握し、被害防止に努める。

### (1) 学校施設の整備

- a 校舎外部・付帯施設の点検
- b 校舎内部・設備の点検
- c 災害時の通報設備の点検・確認

### (2) 通学路の危険箇所及び通行規制

学校周辺の通学路における危険箇所の把握に努め、その内容について児童及び保護者へ定期的に周知する。

#### 【学校周辺の河川】

- 学校周辺道路付近の冠水
- 大田川の氾濫

#### 【通行止め等の状況】

- 美祢市□□道路の通行規制
- 美祢線、山陽本線、山陰本線、路線バス（JR・山電・船鉄等）の運航状況

## 10 避難所の運営

美祢市の避難施設に指定されていることから、平時よりその指定内容及び運営方針について市の関係部署と調整し、災害時には避難施設として機能し、かつ円滑にその運営ができるよう備えておく。

### (1) 市との連絡体制

#### a 開設連絡を受ける窓口

区分	連絡窓口	連絡先
○平日の場合	第1連絡 事務室（事務）	2-0019
	第2連絡 校長・教頭	〃
	第3連絡 教諭	〃
○休日・夜間の場合	第1連絡 田中校長	
	第2連絡 山田教頭	
	第3連絡 藤井事務	
美祢市	防災危機管理室	0837 - 52-1110

### (2) 避難所開設に係る初動対応

避難所を開設した場合は、速やかに開設した旨を市教委へ報告し、教職員は、施設設備の管理業務や市担当職員の運營業務に協力する。ただし、避難所運営の長期化や、特殊業務への従事で、服務上の観点から協議が必要と思われる場合は、市教委と協議する。

### (3) 避難所開設時の学校の体制

美祢市から避難所開設の要請があったときは、あらかじめ指定した職員が参集して初動体制を確立する。

避難所開設時の初動体制は次のとおりとし、上記（2）により対応する。

対応職員①	◆体育館の解錠 ◆避難者（一般市民）の誘導
対応職員②	◆関係者（市教委）等への連絡 ◆報道対応
対応職員③	◆学校関係者への連絡

### 【避難所開設時の連絡フロー】

